

【 環境部・建設交通部 】

件 名	南丹市美山町での不法投棄について（１）
<p>申立概要 【受理 27.6.16、 27.6.24】</p>	<p>(1) 南丹市美山町に所有する土地（以下「当該地」という。）に廃棄物が不法投棄されており、平成26年6月に南丹保健所（以下「保健所」という。）に通報したが、保健所は不法投棄と認めず、1年経過しても何の進展もないので、調査願いたい。</p> <p>(2) 保健所の不法投棄監視指導員の監視パトロールについて、平成25年までは土日に行われていたが、平成26年から急に平日になったことなど、パトロール状況等に疑義がある。また、記載内容が事実と違う公文書がある。</p> <p>(3) 平成24年の国道162号線拡幅工事（以下「当該工事」という。）で出たアスファルト殻や残土が、不法投棄されている疑いがあるので、南丹土木事務所（以下「土木事務所」という。）に連絡したが、その後の状況を知りたい。</p>
<p>確認事項</p>	<p>(1) 申立人からの通報を受け、保健所において平成26年10月に当事者である地元建設業者（以下「当該事業者」という。）に対し、廃棄物処理法に基づく報告徴収が行われ、当該地に投棄されている廃棄物等については、申立人の夫（故人）の承諾のもとで、当該事業者やその他の者が捨てたり、当該事業者が資材として搬入したものであることを聴取。したがって、本件事案の事実関係については、申立人の主張と当該事業者の主張に相違があり、一方の当事者である申立人の夫が既に亡くなっていることから、本件事案の行為者を特定することができない状況であることを確認。</p> <p>保健所の対応としては、廃棄物が違法に投棄、埋立された事実と相違はなく、廃棄物の不法投棄事案と認識し対応が行われており、保健所の行政指導の結果、当該地の地表面に放置されていた資材は、当該事業者によって全て撤去されたところ。今後も、保健所において関係者に対する必要な聴取等の調査を継続して行うとともに、南丹市役所と連携して、申立人が希望する早期解決に向けて、当事者間での協議を継続するよう指導を行っていることを確認。</p> <p>(2) 監視指導員による監視パトロールは、申立人からの通報を受けて、当該地を重点監視する観点から平日中心の体制とされたこと、また、一部記入誤りの文書があるが、内容自体に疑義はないことを確認。</p> <p>(3) 当該工事におけるアスファルト殻や建設発生土については、法律や規定に基づき適切に処分されていることを確認。</p>

結 果
(意見・要望)
【通知.27.7.30】

- 本件に関して、保健所と申立人との間で意思疎通に齟齬が生じていた事実は認められるが、保健所は申立人からの申告に対し、その都度口頭又は文書で回答するとともに、2回にわたり当事者協議の場を設けていること、また廃棄物処理法に基づく行政指導も行われていることから、行政として適切な対応がとられているものと判断。
- 所管部局(環境部)に対し、本件事案の早期解決に向けて、引き続き、廃棄物処理法に基づき適切に対応するとともに、申立人への丁寧な説明対応に努めるよう要望。